

令和8年4月8日

保護者様

貝塚市立第四中学校
校長 坂中 達

大規模災害発生時等の生徒引き渡しについて

春和の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、表題の件ですが、授業時間中の大規模な自然災害発生等、避難を必要とする万一の事態に備えて、保護者様への生徒の引き渡しについての手引書（別紙）を作成いたしましたので、ご一読ののち、お取り置きください。

引き渡しとする基準は下記のとおりといたします。

記

【非常事態が起きた時の引き渡し基準】

● 地震	震度4以下	・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。
	震度5弱以上	・ <u>原則、保護者への引き渡し</u> とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校（一次・二次避難所）に待機させる。
● その他 (災害・二次災害)	河川氾濫、土砂災害、通学路上の建物倒壊等	・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、生徒を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。
● 学校へ不審者が侵入し、実被害が発生したとき ● 近隣地域で、凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき		・ <u>原則、保護者への引き渡し</u> とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。

大規模災害発生時の生徒引き渡し手引書(保護者用)

貝塚市立第四中学校

1、保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（大地震等）が発生し、大きな被害が出たとき。
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき。
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき。

2、保護者引き渡しを実施するときの連絡手段

(1) 通信手段（t e t o r u・ホームページ・電話）が使えるとき

→ 原則、学校から情報発信し、お子様の引き取りを依頼します。

(2) 通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

（上記1のケースをふまえて、来校を判断してください。なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所を掲示するなどの対応に努めます。）

3、引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害が発生し、大きな被害が出たとき

→ 原則、学校を引き渡し場所とします。建造物の倒壊等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所を、災害状況に応じて決定し連絡します。

(2) 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき。近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

→ 原則、学校を引き渡し場所とします。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡し
が望ましくないと判断した場合は、別に設定した引き渡し場所を連絡します。

4、「引き渡し確認証」の記入ならびに提出

安全な引き渡しのために、引き取りに来る方は「引き渡し確認証」の記入にご協力下さい。

- ① 「引き渡し確認証」は学校で用意しますので、氏名、連絡先（電話・住所）、お子様との関係等を記入してください。この際、運転免許証や保険証等の提示をお願いする場合があります。
- ② 引き取りに来る方は、原則として保護者または親族の人でお願いします。
- ③ それ以外の方が引き取りにくる場合は、お子様が確認できる人をお願いします。

5、引き渡しの手順

(1) 受付（原則、体育館玄関となります。お子様の学級をご確認ください。）

(2) お子様による確認

→ 「引き渡し確認証」に必要事項を記入していただき、お子様が引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、緊急連絡先の変更等、学校に伝えておくべき連絡事項がございましたら、担当の教職員にお伝えください。

見本

引き渡し確認証（太枠内をご記入ください）

学 校 名	貝塚市立第四中学校
引き渡し生徒名	年 組
引き渡し日時	月 日（ 時 分）
引 き 取 者 名	※（生徒との続柄： ）
保 護 者 連 絡 先	電話（ ）
※引き取者連絡先 (引き取先が自宅でない場合)	電話 住所
学 校 担 当 者 名	